

答申 情第23号

平成24年4月9日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

平成23年8月18日付FNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年7月19日付け緑市税第1号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、結論において妥当である。

2 異議申立ての経緯

(1) 平成23年7月8日、異議申立人は、「相模原市——区——、——、相模原市——区——、——」の「固定資産評価額と固定資産税額がわかるもの 1989年から2011年分まで」について、相模原市情報公開条例（平成12年12月25日条例第39号以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき公文書の公開請求を行った。

(2) 平成23年7月19日、実施機関は、請求対象の公文書を「上記土地の土地課税台帳の評価額と税額」と特定した上で、「上記土地の評価額と税額は、個人の資産に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。または、開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第1号）」及び「固定資産評価額及び税額については、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第22条の秘密に該当するものであるため。（条例第7条第6号）」との理由で非公開決定し、異議申立人に通知した。

(3) 平成23年8月9日、異議申立人は本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、平成23年8月18日、当審査会に対し条例第17条に基づく諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成23年10月6日付け意見書及び平成23年11月21日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

相模原市の公式ホームページの『土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について知りたい。』を見ると、「土地価格等縦覧帳簿」については、例年4月1日より5月31日まで一般に公開している情報である。なぜこれが個人情報という理由で非公開となるのか納得ができない。個人情報とするならば、短期間であっても一部の人に公開しても良いのか。縦覧制度と情報公開制度のどちらかが間違っているのではないか。

4 実施機関の非公開とした理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 固定資産税について

固定資産税の賦課期日は1月1日であり、賦課期日における納税者や現況地目等の課税要件を確定し、毎年3月31日までに決定した評価額を土地及び家屋課税台帳に登録する。

納税者は、自分の資産の課税内容については、納税通知書に記載されている課税明細書や、窓口で課税説明を受ける時に知ることができる。

また、縦覧制度により、その期間中には自分の資産の評価額が適正に評価されているか他人の資産の評価額と比較することができる。

なお、評価額に不服があるときは、固定資産評価審査委員会に審査の申出が、評価額以外の事項については、市長に異議申立てができることとなっている。審査申出の期間は、納税通知書を受け取った日後60日まで、異議申立ての期間は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内と定められている。

(2) 縦覧制度について

縦覧制度は、地方税法第416条に規定されており、納税者が土地や家屋の評価額について、自己の資産の評価額と他の資産の評価額とを比較し、自己の資産が適正に評価されているかを判断するため、同一市区町村内（本市の場合は地方税法第737条により同一区内）に土地を所有している納税者は「土地価格等縦覧帳簿」の、家屋を所有している納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧ができる制度である。

この制度により、納税者に固定資産税の課税標準の基となる評価額について知らしめ、自己の資産の評価額に不服がある場合においては、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をする機会を与えようとするものである。

また、この制度は、平成15年度から上記の制度に改正されたもので、それ以前は、「固定資産課税台帳またはその写し」を縦覧しており、縦覧できる者は、納税者本人またはこれに準ずる者、縦覧できる範囲は、納税者本人等について記載された部分に限定されていた。

なお、現在の縦覧制度においては、当該年度の「土地価格等縦覧帳簿」は毎年3月31日までに作成し、本市の場合は例年4月1日から5月31日（当該年度の最初の納期限）まで縦覧することができる。

(3) 非公開決定に係る処分とその理由

1 非公開決定に係る処分の内容

評価額及び税額について非公開

2 処分の理由

特定の土地の評価額及び税額については、その土地を所有する個人の資産に関する情報であって、土地の地番により所有者である個人が特定できるため、条例第7条第1号に該当することから、非公開としたものである。

また、評価額及び税額については、地方税法第22条に規定する「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密」に該当し、公にすることができないと認められるものであり、条例第7条第6号に該当することから、非公開としたものである。

なお、縦覧制度と守秘義務の関係については、平成14年9月18日付け総務省通知において、「新しい縦覧制度においては、固定資産税の納税者に対し、縦覧期間中、同一市区町村内の土地や家屋の評価額を縦覧することとなるので、法の規定により守秘義務を解除したものと位置付けられる。」とされているものの、縦覧できる者は、同一市区町村内に土地を所有している者に限定されるなど、一般に公衆が知り得る状態におかれているものではない。

5 審査会の判断

(1) 本件の対象文書について

異議申立人は、ある特定の土地の「固定資産評価額と固定資産税額がわかるもの」を公開請求している。評価額がわかるものとしては、「土地課税台帳」及び「土地価格等縦覧帳簿」があるが、評価額と税額の両方が記載されているものとなると「土地課税台帳」がある。文書の特定については、異議申立人の本来の公開請求の対象は税額であるとのことであり、実施機関が、請求に係る公文書を「土地課税台帳」と特定したことは不当とは言えない。

しかし、異議申立人は意見書において、「土地課税台帳」も縦覧期間に公開できる文書である旨の記述をし、縦覧制度で公開している文書がなぜ個人情報という理由で非公開なのか納得ができないと主張しているところ、縦覧に供することができるのは「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」のみであるため、意見書の記述は間違いではあるが、異議申立人の主張を酌み、縦覧制度で縦覧することができる「土地価格等縦覧帳簿」についても本件の対象文書として検討する。

(2) 条例第7条第1号(個人に関する情報)該当性について

個人に関する情報とは、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」をいう。

「土地課税台帳」及び「土地価格等縦覧帳簿」には、課税対象となった土地の評価の内容が記載されており、その情報は、所有者の個人の資産に関する情報であって、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であり、条例第7条第1号に該当する。

(3) 条例第7条第1号ただし書きアの該当性について

条例第7条第1号ただし書きアは、個人に関する情報ではあっても、「法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものであり、公にされているとは、現に公衆が知り得る状態におかれていることをいうものである。

土地の固定資産税の縦覧制度は、地方税法第416条の規定に基づき、納税者がその納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地について、「土地課税台帳」に登録された評価額と当該土地が所在する区域の土地の評価額との比較を通じて、自己の土地の登録された評価額が適正かどうかを判断することができるようにするものである。

しかし、縦覧できる対象者は納税者、納税者の代理人・相続人、納税管理人、縦覧できる区域は同一区内のみ、期間は当該年度における縦覧期間(本市の場合は、例年4月1日から5月31日(当該年度の最初の納期限)まで)に限定されている。また、現行の制度になる平成14年度までは「固定資産課税台帳またはその写し」を縦覧しており、縦覧できる者は、納税者本人またはこれに準ずる者、縦覧できる範囲は、納税者本人等について記載された部分に限定されていた。

従って、対象文書に記載された情報は、現に公衆が知り得る状態におかれていない情報であり、異議申立人の主張する、縦覧に供されていたことのみをもって、ただし書きアに規定されている情報ということとはできない。

(4) 結論

以上の点から、当審査会は、異議申立ての対象となっている土地の評価額

及び税額は、公開すべきものではなく、実施機関の判断は結論において妥当であると判断する。

また、実施機関は非公開理由として条例第7条第6号の該当性も主張しているが、既に上記のとおり同条第1号に該当するので、同条第6号の該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

なお、異議申立人は、縦覧制度と情報公開制度のどちらかが間違っているのではないかと主張している。当審査会は制度の当否を論じる立場にはないが、平成14年度までは、そもそも納税者本人（ないしこれに準ずる者）に対し自己の不動産について縦覧に供されてはいたが、それ以外の縦覧はされていなかったのであって、異議申立人の主張は成り立ち得ない。平成15年度以降、評価額が縦覧制度により一定期間、一定の者が知り得る状態におかれたことについては、納税者が評価額の適正さを判断するという目的のためには他の資産の評価額と比較することが必要であり、他方で評価額は個人に関する情報であるという、相反する状態の中、両要請の適切な実現のために例外として、通常は非公開となる情報について本人以外でも知り得る機会を与えることとしたものである。このように、もともと相反する要請の調節機能として地方税法に縦覧制度が設けられており、本市の情報公開条例とともに、それぞれ目的を持って運用しているものであるから、どちらかが間違っているというものではない。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 8月18日	・実施機関からの諮問
9月16日	・実施機関からの理由説明書を受理
10月17日 (第2部会)	・審議 ・実施機関からの意見聴取
11月21日 (第2部会)	・審議 ・異議申立人からの意見陳述
12月19日 (第2部会)	・審議 ・実施機関からの意見聴取
平成24年 1月23日 (第2部会)	・審議

2月20日 (第2部会)	・審議
4月9日 (第2部会)	・審議

第2部会委員 後藤 光男
井上 雅彦
桑原 勇進